



流山市監査委員告示第14号

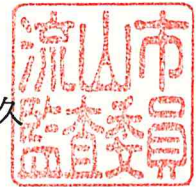
令和2年度随時監査（公金管理）の結果に基づき講じた措置について、流山市長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別添のとおり公表します。

令和3年6月17日

流山市監査委員

菅生

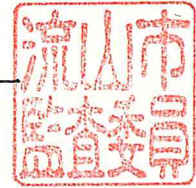
泰久



流山市監査委員

坂巻

儀一

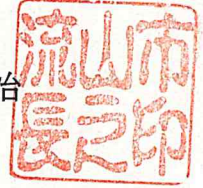




流ク第30号
令和3年5月12日

流山市監査委員 様

流山市長 井崎 義治



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和3年2月18日付け、流監第111号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

担当

環境部クリーンセンター

収集・リサイクル係 千葉

電話 7157-7411

森のまちエコセンター係 鈴木

電話 7154-5736

措置事項報告書

報告年月日・番号		令和3年2月18日・流監第111号	
監査の種類別		随時監査	
部 課 等 名	区分	指摘事項等	措置事項
環境部クリーンセンター	指摘	粗大ごみ処理券の未使用分について、鍵のかかる書庫に保管してあるものの、室内に露出した状態で保管されていた。有価証券であることから、金庫内に保管するなど、より厳格に管理するよう改められたい。	文書箱に入れて施錠して管理することとした。
環境部クリーンセンター	意見	売上表について、鉛筆書きで作成されていた。売上金管理上重要な帳票であるため、訂正ができない筆記具にて作成し、訂正時には訂正を押印するなど厳格な運用に努められたい。	ボールペンで記載することとした。
環境部クリーンセンター 森のまちエコセンター	意見	流山市公金等輸送業務委託に付随するものとして、同受託業者へ両替金配金業務を依頼し、見積書、請求書を徴収の上、手数料で執行していた。両替金一回当たりの手数料ではなく、月額制を採り毎月継続して依頼していること等から、業務委託の性質が強いと思慮されるため、業務委託契約を締結することを検討されたい。	両替金配金業務について、業務委託契約を締結した。
環境部クリーンセンター 森のまちエコセンター	意見	し尿処理については、未納世帯に対し臨戸訪問し徴収を行っている。調査したところ、2人体制で訪問するなど、実際の徴収手続きに不備はなかったものの、徴収業務に関するマニュアルが整備されていなかったため、公金等適正管理マニュアルに基づき、現状に即したマニュアルを整備し、手続きを明確化することで、内部統制が機能する体制を確立するよう求める。	し尿処理手数料未納世帯への滞納整理に関するマニュアルを整備した。

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。